

阿賀野市条例第18号

阿賀野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成21年阿賀野市条例第48号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

阿賀野市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

第1条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）の趣旨に従い、市の機関等に係る手続等に関し」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について」に、「その他の情報通信の技術」を「その他の情報通信技術」に、「行うことができるようにするための共通する」を「手続等を行うために必要となる」に、「市民」を「手続等に係る関係者」に、「を図るとともに、行政運営」を「並びに行政運営」に、「に資する」を「を図り、もって市民生活の向上に寄与する」に改める。

第2条第1号中「並びに規則」を「及び規則等（規則）に改め、「。以下同じ」を削り、「管理規程をいう」の次に「。）をいう。以下同じ」を加え、同条第3号中「図形等」を「図形その他の」に改める。

第3条第1項中「市の機関等は、申請等」を「申請等」に、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「（規則及び企業管理規程をいう。以下同じ。）」を削り、「定めるところにより、電子情報処理組織」を「定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織」に、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に改め、「電子情報処理組織をいう」の次に「。以下同じ」を加え、「して行わせる」を「する方法により行う」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「とみなして、当該」の次に「条例等その他の当該」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をするものが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。

第8条において同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

第3条に次の2項を加える。

- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等を行う者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第4条第1項を次のように改める。

処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する書面等」を「に関する他の条例等の規定に規定する方法」に改め、「とみなして、当該」の次に「条例等その他の当該」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関等は、当該」を「処分通知等のうち当該」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項を加える。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他

の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第5条第1項中「市の機関等は、縦覧等」を「縦覧等」に、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「とみなして、当該」の次に「条例等その他の当該」を加える。

第6条第1項中「市の機関等は、作成等」を「作成等」に、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「電磁的記録の」を「電磁的記録により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する」を「に関する他の条例等の規定により」に改め、「とみなして、当該」の次に「条例等その他の当該」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関等は、当該」を「作成等のうち当該」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削る。

第8条を第10条とする。

第7条の見出し中「手続き等に係る電子情報処理組織の使用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条中「少なくとも毎年度1回、市の機関等が」を削り、「して行わせ、又は行うことができる」を「する方法により行うことができる市の機関等に係る」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、「方法により」の次に「随時」を加え、同条を第9条とし、第6条の次に次の2条を加える。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして

規則等で定めるもの

- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

（添付書面等の省略）

第8条 申請等を行う者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等を行う者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。